

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

2

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】

6

北九州市告示第306号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司港駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和4年5月9日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所
門司区自転車放置禁止区域外	1台	令和4年5月9日	

	1 台	令和 4 年 5 月 1 7 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 2 7 日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 2 台	令和 4 年 5 月 1 0 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	1 2 台	令和 4 年 5 月 1 9 日	
	3 台	令和 4 年 5 月 2 5 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 4 年 5 月 2 7 日	
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 5 月 9 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	令和 4 年 5 月 1 7 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 1 9 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 2 3 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 2 4 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 2 6 日	
	2 台	令和 4 年 5 月 2 7 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 3 1 日	
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 4 年 5 月 2 日	
	2 台	令和 4 年 5 月 6 日	
	3 台	令和 4 年 5	

		月 9 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 10 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 16 日	
	2 台	令和 4 年 5 月 19 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 20 日	
	3 台	令和 4 年 5 月 25 日	
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 5 月 9 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
	1 台	令和 4 年 5 月 20 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 25 日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 4 年 5 月 13 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 5 月 6 日	
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 4 年 5 月 11 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番 長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 9 台	令和 4 年 5 月 24 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	3 台	令和 4 年 5 月 2 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	2 台	令和 4 年 5 月 9 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 10 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 11 日	

	1 台	令和 4 年 5 月 1 6 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 1 7 日	
	4 台	令和 4 年 5 月 1 8 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 1 9 日	
	3 台	令和 4 年 5 月 2 3 日	
	4 台	令和 4 年 5 月 2 4 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 2 5 日	
	1 台	令和 4 年 5 月 2 7 日	
	2 台	令和 4 年 5 月 3 1 日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 2 台	令和 4 年 5 月 1 7 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
	4 台	令和 4 年 5 月 2 6 日	
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	8 台	令和 4 年 5 月 9 日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 4 年 5 月 2 4 日	

北九州市公告第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和4年6月21日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区下城野一丁目146番2から146番9まで、147番1から147番32まで、179番1から179番27まで及び無番のうち	北九州市小倉南区下貫一丁目4番9号 有限会社立花興産 代表取締役 立花和寛
北九州市八幡西区上上津役1394番28、1394番39、1394番40及び1394番43から1394番69まで	福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号 ミサワホーム九州株式会社 代表取締役 岡本亨治
北九州市若松区向洋町10番5、10番6、10番8、10番38、10番40、10番118から10番124まで及び10番126から10番134まで並びに大字安瀬64番40	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 日本製鉄株式会社 代表取締役 橋本英二